

令和 4 年 8 月吉日

会員 各位

一般社団法人 東京都臨床工学技士会
会長（代表理事） 岡本 裕美

東京都臨床工学技士会 代議員制度について

謹啓

残暑の候、会員の皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より当会の活動にご理解と多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、東京都臨床工学技士会では、令和 4 年度 社員総会において「代議員制度」が承認されました。そこで、改めて会員の皆さまへの「代議員制度の導入について」のご説明とともに、今までに当会へ寄せられた代議員制度に関するご質問に対する回答を記載させていただきます。

当会の代議員制度についてご理解いただき、積極的な立候補をお願いいたたく存じ上げます。
今後とも当会の活動にご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

代議員制度の導入について

東京都臨床工学技士会は、会員数 1910 名(令和 4 年 3 月 31日現在)を持つ、全国でも有数の規模を誇る地方技士会に成長しております。その活動内容は、各専門分野におけるセミナー開催から、関連団体との連携、臨床工学技士の普及啓発活動など多岐にわたります。これらの活動は、理事会で事業計画を立案し、社員総会でご承認いただいた上で運用しております。

社員総会は、当会において最上位の意思決定機関であり、社員総会の承認なしに、様々な活動を行うことはできません。社員総会成立には正会員の出席が委任状を含めて過半数であることが必要になります。しかし、近年では出席率や委任状の返信数が低下しており、役員が社員総会開催直前まで会員の皆さまに、ご連絡し委任状の返送をお願いしているのが現状であります。

社員総会への出席率低下においては、当会活動の至らなさもその原因の一つと思われます。しかし、このような現状を打開し、会員の皆さまからの意見を収集することで、活発に議論できる場を設けたいと考えております。そこで、会員の中から選挙にて「代議員」を選出し、その代議員が社員総会の構成員となる「代議員制度」の導入を提案し承認されました。

「代議員制度」を導入することで、今まで社員総会で決議していた事項を代議員が審議決定することになります。代議員に選出された皆さまは、基本的には年1回の社員総会にご出席いただき当会の最高意思決定機関として、提出された議案に対しご意見やご承認をいただきます。また理事および監事等の役員も、代議員から選挙により選出されることとなります。

会員の皆さまには、この度の「代議員制度」の趣旨をご理解いただき、当会の活動に引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。

以上

代議員制度に関する質問と回答

質問1:

代議員制度導入のメリット・デメリットを教えてください。

回答

【メリット】

社員総会における「決議の質の向上を目指せる」と、「運営の煩雑さを抑えることができる」の2点です。

「社員総会の決議の質の向上を目指せる」

当会の事業の運営の成否を分けるのは、刻々と変化していく社会情勢に迅速かつ正確に対応できるスピード力と意思決定の正確さだと考えております。言い換えるならば、事業の運営の成否は意志決定の質とタイミングが重要です。

従来では、至急対応すべき決議事項を社員総会で討議をする際においても数ヶ月の単位で時間を要しますが、代議員制度導入により決議を迅速に行うことが可能となります。

「社員総会の運営の煩雑さを抑えることができる」

社員総会は、年に1度の定時社員総会だけでなく、至急対応すべき決議事項に際し、臨時社員総会が実施される場合もあります。その際に、全会員など議決権を持つ者を招集せずに、会員を代表した代議員において社員総会を開催することができるため、社員総会の開催・運営の負担を抑えることが可能となります。

【デメリット】

社員総会で代議員が会員からの意見を間接的に発言するため、社員総会において必ずしも各会員の意見が反映されるとは限らないことなどが挙げられます。

当会では、各会員の意見を反映できる環境を構築するために、「ブロック化(各医療圏)」のシステムを活用し、代議員制度のデメリットを解消したいと考えています。

質問2:

代議員になるには、どのような会員が対象なのでしょう？

また、代議員になるための会員歴や業績などの「代議員資格審査基準」はありますか？

回答:

会員歴や年齢、業績などの「代議員資格審査基準」は設けていませんので、当会の会員で年会費の納入がされていれば、どなたでも代議員になる資格があります。

代議員制度は、ひとりの代議員がひとつの立場で代議員の役割を果たすことではありません。ある時は若い世代の立場として、ブロックの立場として、男性や女性の立場として、専門領域の立場として、そしてある時は東京都臨床工学技士会全体の立場として、社員総会で意見を述べるすることができます。世代や性別、領域、地域に偏りなく代議員が選出されることは、当会全体の活動の活性化につながると考えています。

質問3:

代議員は、定期的な会議や活動はあるのでしょうか？

回答:

代議員として、定期的な会議や活動はありません。代議員の基本的な役割は、「社員総会に出席すること」と、「社員総会において議決権を行使すること」の2つです。

当会の社員総会に出席し、議案(活動報告、活動計画、役員改選、定款変更など)に対して、審議し賛否を表明することです。また、会員から当会に関する要望などを代議員として精査し、発言することも役割の1つです。

質問4:

代議員の任期について、教えてください。

回答:

任期は2年です。任期終了後に引き続き代議員選挙に立候補することができます。